令和6年12月17日 557

(都市計画課)3

(道路維持課) ……3

(道路維持課) ……4

(道路維持課) ……4

(警察本部運転免許試験課) …………5

(水田農業振興課) ……3

目 次

示 (第781号 - 第791号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	1
○保安林指定施業要件の変更予定通知の掲示	(農山漁村振興課)	1
○保安林指定施業要件の変更通知の掲示	(農山漁村振興課)	2
○保安林指定施業要件の変更通知の掲示	(農山漁村振興課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2

○都市計画の変更 ○農業振興地域の区域の変更 ○道路の供用の開始

○道路の供用の開始 ○道路の供用の開始

○産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の縦覧

(廃棄物対策課) ………4

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (財産活用課) ……4 (農山漁村振興課) ……5

○国土調査の成果の認証

公安委員会

○教習指導員審査の実施

亦

福岡県告示第781号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成30年8月福 岡県告示第708号京築広域都市計画下水道事業吉富公共下水道の事業計画の変更を認可 したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示 する。

令和6年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称 吉富町

2 都市計画事業の種類及び名称 京築広域都市計画下水道事業吉富公共下水道

3 事業施行期間 平成9年10月8日から令和12年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成30年8月福岡県告示第708号の事業地中吉富町大字広津、大字今吉、大字別 府、大字幸子及び大字楡生の各大字の一部地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第782号

保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等(令和6年11月福岡県告示第714号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不分明なため、森林法(昭 和26年法律第249号) 第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定通知の内 容を、当該保安林の属する豊前市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不分明な者の氏名

豊前市役所

安髙 七郎、狭間区会、宮崎 和吉、小野 虎松、古門 源六、浅井 末吉、古門

福岡市博多区東福岡市中央区高砂-

運 歩

7 6

チズ子、末吉 弘典、柏木 只吉

- 2 通知の要旨
- (1) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和6年11月 福岡県告示第714号によること。

福岡県告示第783号

保安林指定施業要件変更森林の所在場所等(令和6年11月福岡県告示第744号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不分明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更通知の内容を、当該保安林の属する築上町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不分明な者の氏名

築上町役場

上田 要平、田原 フサエ、野中 フミ子、平野 祐司、鹽田 政太郎、安廣 萬吉、大森 鹿藏、大森 菊太郎、安廣 律藏、須山 早太郎、大森 トシ子、進 繁市、正松寺、須山 弘海、須山 行夫、須山 タツ子、須山 久子、須山 芳子、須山 啓治、須山 ハツヱ、永尾 今正、中 豊助、奥 寅太郎、永尾 和子、永尾 喜亭、井上 春夫、山下 タカ、平田 正身、山下 重夫、中山 孚文、井田 ミヤ子、平塚 均、中尾 一喜、中上 光、大田 高藏

- 2 通知の要旨
- (1) 保安林の指定施業要件を変更すること。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和6年11月 福岡県告示第744号によること。

福岡県告示第784号

保安林指定施業要件変更森林の所在場所等(令和6年11月福岡県告示第745号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不分明なため、森林法(昭和26年

法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更通知の内容を、当該 保安林の属する那珂川市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不分明な者の氏名

那珂川市役所

築地 九内、松永 静香、鬼塚 健吉、田中 九州男、田中 藤雄、田中 幸徳、田中 浩二、鬼塚 泰介

- 2 通知の要旨
- (1) 保安林の指定施業要件を変更すること。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和6年11月 福岡県告示第745号によること。

福岡県告示第785号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和6年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

 具土整備 耳務所名	道路の 種 類	路線名	変 更前後別	区間	幅 員	延 長
北九州	県 道	原如	前	遠賀郡岡垣町大字手野535番3先から 遠賀郡岡垣町大字手野591番19先まで	12.0 ~ 18.9	424.0
16/6/11	示	海老津	後	遠賀郡岡垣町大字手野535番 3 先から 遠賀郡岡垣町大字手野591番19先まで	12.0 ~ 18.9	424.0

福岡県告示第786号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令

和6年12月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和6年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
464 46	原如	遠賀郡岡垣町大字手野531番3先から 遠賀郡岡垣町大字手野528番7先まで
北九州	海老津線	遠賀郡岡垣町大字手野563番1先から 遠賀郡岡垣町大字手野560番5先まで

福岡県告示第787号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。 令和6年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画区域区分の変更

福岡県告示第788号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定(平成27年3月福岡県告示第252号)により指定した糸島農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

なお、その関係図面は、福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県福岡農林事務所 農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年12月17日

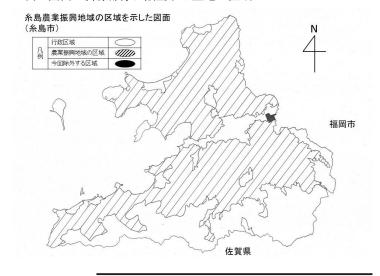
福岡県知事 服部 誠太郎

1 農業振興地域名

糸島地域

2 変更後の農業振興地域の範囲

次の図面の斜線部分に該当する土地の区域



福岡県告示第789号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年12月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和6年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路	線	名	供用開始の区間			
久留米	富大	多城	線	久留米市北野町金島464番1先から 久留米市北野町金島393番1先まで			

么

福岡県告示第790号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年12月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和6年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路	線	名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	八香	女春	線	うきは市浮羽町高見1441番3先から うきは市浮羽町高見342番16先まで

福岡県告示第791号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年12月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和6年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路	線	名	供 用 開 始 の 区 間				
久留米	古十	賀八	線	久留米市三潴町西牟田6317番 1 先から 久留米市三潴町西牟田6312番 4 先まで				

公 告

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成2年 福岡県条例第20号)第6条の2の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環 境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を縦覧に供する。

令和6年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社高野環境

三井郡大刀洗町大字山隈350番地の1 代表取締役 高野 清隆

- 2 施設の種類及び処理能力 廃プラスチック類及び木くずの破砕施設 廃プラスチック類 一日当たり 63.5 t 木くず 一日当たり 95.9 t
- 3 設置場所 大牟田市健老町459番3
- 4 指定地域 大牟田市健老町の一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。

5 縦覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県南筑後保健福祉環境事務所環境指導課

6 縦覧の期間

令和6年12月17日から令和7年1月16日まで

公告

「福岡県財務規則の一部を改正する規則」案について、次のとおり意見を募集します

令和6年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

2

令和6年12月17日から令和7年1月16日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/)に 掲載するほか、福岡県総務部財産活用課に備え置きます。

公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のように国土 調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和6年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

調査を行った 者の名称	調査を行った 期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
田川郡添田町	令和4年度から 令和5年度まで	地籍図及び地籍簿	大字庄の一部	令和6年12月5日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第303号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第2項の規定により、次のように公示する。

令和6年12月17日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

教習指導員審査

2 審査に係る運転免許の種類

法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。

ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く

3 審査の方法

規則第12条に規定する審査方法によって実施する。

4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項目	場	所	審查種別
令和7年1月20日(月曜日) 午前9時00分から午後3時00 分まで	知識	福岡市中央区天 番27号	神四丁目 4	
令和7年1月21日(火曜日) 午前9時00分から午後3時00 分まで		ベストアメニテ 福岡県指定自動		
令和7年1月27日(月曜日) 午前9時00分から午後5時00 分まで	技能	遠賀郡遠賀町大 番地の5 おんが自動車学	,,,,,,,,	準中型、普通、大型第二 種、中型第二種及び普通 第二種免許
令和7年1月28日(火曜日) 午前9時00分から午後5時00 分まで	1人形	北九州市八幡西 目38番1号 八幡自動車学校		大型、中型、大型特殊及 び牽引免許
令和7年1月29日(水曜日) 午前9時00分から午後5時00 分まで		大野城市下大利 20号 南福岡自動車学		大型二輪及び普通二輪免 許

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

- 審査申請書(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦 3センチメートル、横24センチメートルの写真を貼付したもの)
- 審査自動車を運転することができる運転免許証(仮運転免許証を除く。) 両面の写し
- 次の表に掲げる審査手数料(福岡県領収証紙によること。)

審査に係る運転免許の種類	審査手数料
大型免許、中型免許及び準中型免許	14,550円
普通免許	11,850円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	9,650円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	12,450円

汨

뻮

- 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は
 - 、これを証明する書面
 - ※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。 郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、 110円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。
 - ※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は 行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

- ※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。
- (2) 受付期間
 - ア 審査申請の受付期間は、公示の日から令和7年1月9日(木曜日)まで(福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)に規定する県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。
 - イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から令和7年1月9日(木曜日)ま での消印があるものを有効とする。

6 その他

- (1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証(仮運転免許証を除く。)を携帯しておくこと。
- (2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。
- (3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続等の問合せは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

所 在 地 福岡市南区花畑四丁目7番1号

連 絡 先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係 郵便番号 811-1392 電話番号 092-566-2892